

契 約 書

(施設介護サービス)

社会福祉法人 清心会

地域密着型介護老人福祉施設

喜楽苑こもれ陽

地域密着型介護老人福祉施設 喜楽苑こもれ陽 契約書

____様（以下、「入居者」といいます。）と地域密着型介護老人福祉施設 喜楽苑こもれ陽（以下、「施設」といいます。）は、施設が入居者に対して行う施設介護サービスについて次のとおり契約を結びます。

第1条（契約の目的）

施設は、入居者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、入居者がある有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう各種サービスを提供し、入居者は施設に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（入居者の要介護状態区分等）

- 1 入居者の契約時点における要介護度区分は 要介護度 です。
- 2 その要介護認定の有効期間は
____年 ____月 ____日 ～ ____年 ____月 ____日までです。
- 3 施設は、入居者が施設に入居する際、または要介護状態区分の更新後において、被保険者証により、要介護状態区分及び認定の有効期間を確認します。

第3条（契約期間）

- 1 この契約期間は、
____年 ____月 ____日 ～ ____年 ____月 ____日とします。
但し、契約期間満了日以前に入居者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 2 契約満了日の 7 日以上前までに、入居者から契約終了の申し出が無い場合、この契約は自動更新され以後も同様とします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護認定期間の満了日迄とします。但し、契約期間満了日以前に、入居者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、更新後の要介護認定有効期間の満了日をもって、契約期間の満了日とします。
- 4 本契約は、平成 27 年 4 月 1 日以降に入居された方は、介護保険法に定める特養入所要件の要介護 3 以上、もしくは要介護 1・2 で特例入所の要件に該当すると認められた場合のみ有効とする。

第4条（サービス提供施設）

施設は、介護保険法令に基づき、長崎市長から指定を受けた地域密着型介護老人福祉施設です。施設の所在地及び人員、設備等、詳細については、別紙『重要事項説明書』に記載のとおりです。

第5条（サービスの提供の記録）

- 1 施設は、入居者に対する介護サービスの提供に関する記録を整備し、サービス提供終了の日から5年間保管します。
- 2 入居者は、サービス提供の記録を施設にて閲覧する事が出来ます。

第6条（施設サービス計画書）

施設サービス計画書の作成・変更等詳細については、別紙『重要事項説明書』に記載のとおりとします。

第7条（介護サービスの内容及びその提供）

- 1 施設は、作成されたサービス計画に基づき、各種サービスを、誠意を持って提供します。各種サービスの内容は、別紙『重要事項説明書』に記載のとおりです。
- 2 施設は、入居者に対し、別紙『重要事項説明書』に定めた、利用できるサービスの種類・内容について分かりやすく説明します。
- 3 施設は、入居者の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動は、制限しません。
- 4 施設は、各種サービスの提供にあたり、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止、予防に資するよう、入居者の心身の状況等に応じて、適切な処遇をおこない、漫然かつ画一的なものとならないように配慮します。

第8条（健康管理及び医療体制）

- 1 施設は、常に入居者の健康状態に留意するとともに、適宜看護職員による健康相談と、別紙『重要事項説明書』記載の嘱託医師による診察を行います。
- 2 施設は、入居者の病状の急変等入院の必要な事態が生じた場合には、責任をもって協力医療機関等に引き継ぎます。尚、協力医療機関は『重要事項説明書』に記載のとおりです。
- 3 前項の場合、入居者又はその家族等が、特に希望する医療機関があった場合には、状況の許す限り、その希望する医療機関を優先します。
- 4 治療の必要性、方法等の判断については、緊急の場合を除くほか、できる限り入居者またはその家族の意思に沿うようにします。

第9条（相談及び援助）

施設は、常に入居者の心身の状況、そのおかれている環境等を的確に把握し、入居者及びその家族に対して、心配事や悩みについての相談及び援助に努めます。

第10条（貴重品の保管・管理）

- 1 施設は、基本的に入居者の貴重品の保管・管理は行いません。
ただし、やむを得ない事情等ある場合については、個別に相談することができます。
- 2 施設は、入居者に対して高額な貴重品を自身で保管・管理することを認めないことができます。
- 3 入居者は、自身で保管・管理する貴重品の紛失等に関して、施設に責任を求めることはできません。
- 4 日常的な生活費用（医療費、個人の嗜好による物品の購入にかかる費用等）については、施設で立替支払いをして翌月請求し支払いを受けます。

第11条（料金）（利用料金及び立替料金）

- 1 入居者は、施設に対して、提供を受ける各種介護保険給付サービス並びに各種介護保険給付対象外サービスについて、別紙『重要事項説明書』のとおり利用料を支払います。
- 2 施設は、入居者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、市町村より介護サービス費として支給を受ける場合、入居者に代わって市町村より支払いを受けます。
- 3 施設は、入居者に対し、当月の利用料を翌月に請求し、入居者はこれを所定の方法で施設に支払います。但し、施設と入居者の合意のもと、支払い方法はこれに限りません。
- 4 施設は、入居者から利用料の支払いを受けた時は、領収書を発行します。
- 5 その他料金に関しては、別紙『重要事項説明書』に記載のとおりとします。

第12条（利用料金の変更）

前条第1項及び第2項に定めるサービス料金について、介護給付費体系の変更があった場合、施設は当該サービス利用料金を変更することができます。

第13条（秘密保持）

- 1 施設は、入居者に対する介護サービスの提供にあたり、知り得た入居者またはその家族等の秘密を漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。
- 2 入居者は、施設がケース会議等において、入居者の情報を用いる事に同意します。施設は、入居者の家族から、予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を漏らしません。

第 14 条（苦情・要望等について）

- 1 入居者またはその家族等は、提供されたサービス等につき苦情・要望等がある場合は、随時、別紙『重要事項説明書』に記載の苦情・相談窓口に申し立てる事ができます。その場合、施設は速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の方法等について入居者・その家族等に報告します。
- 2 施設は、入居者またはその家族等から苦情・要望等が出されたことで、入居者にいかなる差別的な取り扱いもいたしません。

第 15 条（損害賠償）

- 1 施設は、サービスの提供上、施設の責めに帰すべき事由により、入居者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、速やかに入居者に対し、その傷害を賠償します。
- 2 施設または備品の利用につき、入居者の故意または重過失により、通常の保守・管理の程度を超える補修等が必要になった場合には、その費用は入居者が負担します。
- 3 施設は、天災等不可抗力による場合、または入居者による故意・重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。

第 16 条（契約の終了）

- 1 次の各号に該当するときは、この契約は終了します。
 - ① 要介護認定更新において、平成 27 年 3 月 31 日時点で入居されていた方が自立または要支援と認定された場合。
 - ② 要介護認定更新において、平成 27 年 4 月 1 日以降に入居された方が要介護 2 以下と認定され、特例入所の要件にも該当しない場合
 - ③ 入居者が死亡した場合
 - ④ 入居者が、契約解除を申し出た場合
 - ⑤ 本条第 2 項に基づき、施設が入居者に契約解除を通告し、その予告期間が満了した場合
 - ⑥ 入居者が、医療機関に入院し、3 ヶ月以内に退院できない事が明らかになった場合
 - ⑦ 入居者が、その他の介護福祉施設に入所した場合
- 2 施設は、次の各号に該当するときは、10 日間の予告期間において契約を解除できます。
 - ① 入居者が、利用料の支払いを 6 ヶ月以上滞納し、幾度の催促にも関わらず支払いが無い場合
 - ② 入居者が、故意に法令や施設の規程等に違反し、または重大な秩序破壊行為を行ない、改善の見込みが無い場合

- ③ 入居者又はその家族が、施設や施設の従業者または他の入居者に対して、当該契約を継続しがたい背任行為を行なった時

第 17 条（退所時の援助）

契約の解除または終了により、入居者が当施設を退居になった場合は、施設は予め入居者の退居先が決っている場合を除き、居宅介護支援事業または医療機関、その他福祉サービス機関と連携し、円滑な退居のために必要な援助を行ないます。

第 18 条（身元引受人）

- 1 施設は、入居者に対し、身元引受人を求めます。但し、社会通念上、身元引受人を立てることができない相当の理由が求められる場合は、この限りではありません。
- 2 身元引受人は、この契約に基づく入居者の施設に対する一切の責務につき、入居者と連帯して履行の責任を負います。

第 19 条（本契約に定めない事項）

この契約に定めない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところにより、第 1 条記載の目的のため、双方が協議のうえ、誠意をもって解決するものとします。

第 20 条（合意管轄）

この契約に関してやむなく訴訟とする必要が生じた時は、入居者の住所地を管轄する裁判所を、第一審管轄裁判所とすることを予め合意します

【契 約】

上記の契約を証として本書 2 通を作成し、入居者および施設は、署名押印の上、各自 1 通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

ご 入 居 者	私は、この契約書の定めに従い、貴施設における施設介護サービス利用を申込みます。			
	住 所			
	氏 名		印	
	電 話 番 号	()	—	
代 筆 者	住 所			
	氏 名		印	
	電 話 番 号	()	—	続 柄

身 元 引 受 人	私は、この契約書の定めに従い、本人の契約意思を確認し、身元引受人として署名します。			
	住 所			
	氏 名		印	
	電 話 番 号	()	—	続 柄

サ ー ビ ス 事 業 者	当施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設として、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行ないます。			
	所 在 地	長崎市竿浦町 923 番地 1		
	名 称	地域密着型介護老人福祉施設 喜楽苑こもれ陽		
	代 表 者	理事長 向 井 敦 朗	印	
	電 話 番 号	(0 9 5)	8 9 3 — 5 1 5 6	